

## 年末調整のポイント

年末調整とは、給与の支払者が給与の支払を受ける人について、その年中に支払が確定した給与等の総額に対して納めなければならない税額を算出し、毎月の給与等から源泉徴収した税額と比べて過不足を精算する手続です。

### 年末調整の留意点

#### 《復興特別所得税の計算》

昨年に引き続き、今年の年末調整の際にも復興特別所得税を含めた税額を算出する必要があります。

#### 《年末調整の対象者》

年末調整は、原則として給与の支払者に対して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の全員について行いますが、下記の場合は年末調整の対象者になりません。

- ①その年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- ②国内に住所及び1年以上の居所を有していない人
- ③年の途中で退職した人
- ④災害減免法の規定により、その年中の給与に対する源泉所得税等について徴収猶予や還付を受けた人

### 平成29年分の源泉徴収事務を開始するに当たり注意すること

#### 《給与所得控除額に関する改正》

平成29年分の所得税の計算において、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除額については220万円が上限とされました。

これに伴い「給与所得の源泉徴収税額表」等が改正されています。

平成29年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成29年分源泉徴収税額表」を、平成29年分の年末調整の際には、「平成29年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用して計算することになります。